

ラピッド市への市民訪問団派遣事業



海外姉妹都市であるラピッド市（アメリカ合衆国サウスダコタ州）との交流について、市は市国際交流協会と共同で、中高生相互派遣事業を毎年、また市民訪問団相互派遣事業を隔年で実施しています。

今年度は、日光市民訪問団が10月1日～7日の5泊7日で、ラピッド市を訪れました。訪問中はラピッド市のステイブ・アレンダー市長への表敬訪問をはじめ、マウントラシユモアやカスター州立公園など、さまざまな場所を訪問しました。ウエルカムパーティーではラピッド市の姉妹都市協会や市議会の方、商工会議所の会頭、今年度日光市を訪れたラピッド市の中学生・高校生など、たくさんの人たちと交流し、有意義な訪問となりました。

市と市国際交流協会では、今後も市の国際交流が広がるような交流事業を継続していきます。



くわしくは
観光交流課

観光交流推進係

☎(21)5196

強風・大雨・降雪時には道路への倒木や枝の落下が数多く発生します。特に冬の時は、雪の重みや突風により倒木・落ち枝・道路への木の張り出しなどが頻発し、これらは除雪作業や通行の妨げになる他、人や車への事故の発生原因となり非常に危険です。こうした事故が発生した場合、樹木の所有者が損害賠償を請求される可能性があります。

安全な道路交通を確保し事故を未然に防ぐため、樹木を所有されている方は日頃からご自身の責任において剪定や伐採などの適切な管理を行うとともに、災害時の倒木処理についてご協力をお願いします。

※私有地から張り出している樹木は土地所有者の方に所有権があるため、市や県で剪定・伐採ができません

冬季の樹木の管理にご注意ください



問合せ先

- ◎国道・県道部分について
日光土木事務所 保全部
今市警察署管内 ☎(53)1221
日光警察署管内 ☎(53)1213
- ◎市道部分について
維持管理課 ☎(21)5160



倒木により道がふさがれてしまいます

消防団員・支援団員を募集しています

消防団員は特別職の非常勤公務員で、さまざまな仕事をしている人たちが構成されています。市内では、今市・日光・藤原・足尾・栗山の5つの消防団が、各地域を災害から守るために活動しています。

しかし、消防団員は全国的に不足しているのが現状です。また、地域によっては団員の高齢化が進み、団員の確保が急務となっています。大切な人や自分の住んでいる地域を災害から守るため、皆さんの力が必要です。

■消防団員・女性団員

◇入団資格

・市内に在住または勤務している18歳以上で、心身ともに健康な方

◇主な活動内容

・火災時の消火活動、火災予防運動、地震や風水害などの予防・警戒活動、通常点検や各種訓練など

女性団員

・防火パレードでの広報や救急救命講習の指導、また、イベントなどでの来場者への対応など

・災害時の住民の救護活動や避難誘導・情報収集、現場での広報および警戒活動



◇待遇

報酬

年5万3,000円(新入団員と)
火災・風水害・その他の災害の防衛、救援などに従事した場合1回につき3,000円、火災・風水害・その他の災害の予防、警戒、訓練などに従事した場合1回につき2,000円が支給されます。

また、一定期間以上勤務して退団した場合、退職報償金が支給されます。

公務災害補償制度

災害や訓練中に負傷した場合の補償制度が設けられています。

■支援団員

◇入団資格(消防団入団資格の他、次の要件を満たすこと)

・消防団OBまたは消防職員としての経験を有する方であり、心身ともに健康な方
・所属する分団部の管轄区域内に住居、もしくは勤務し、直ちに出勤できる方

◇主な活動内容

・火災時の消火活動、自然災害を含む大規模災害発生時の地域住民の避難誘導など

◇待遇

報酬

年1万円と火災・風水害・その他の災害の防衛、救援などに従事した場合1回につき3,000円、火災・風水害・その他の災害の予防、警戒、訓練などに従事した場合1回につき2,000円が支給されます。

また、一定期間以上勤務して退団した場合、退職報償金が支給されます。

公務災害補償制度

支援団員にも災害や訓練中に負傷した場合の補償制度が設けられています。

■問合せ先

- ◎今市消防団について
今市消防署 庶務係
☎(21)0186
- ◎日光消防団・足尾消防団について
日光消防署 庶務係
☎(54)0050
- ◎藤原消防団・栗山消防団について
藤原消防署 庶務係
☎(25)6002